

■光サービスの乗り換えは慎重に！■（7月）

これまで特定の事業者が提供してきた光サービスが2015年2月より他の事業者も販売できるようになりました（専門用語で「転用」と言います）。それに伴い電話勧誘などの営業活動が活発化しています。

各事業者が独自の販売モデル（プロバイダや携帯電話、固定電話通信契約、各種オプションサービスを含むセット販売など）で売り出しているため消費者が契約先を選ぶにあたり比較検討するのが難しくなっています。安さをうたっていても、後で有料になるサービスが含まれていたり、契約期間の縛りや中途解約時の違約金などの規定がある場合もあります。

契約内容をよく理解できない状況で契約しトラブルになるケースもみられます。乗り換えにあたっての注意すべきポイントをまとめました。

<注意すべきポイント>

1. 光サービス提供者を変更する場合は利用者自身が「転用承諾番号」の申込手続きをする必要があります。
2. 現在のプロバイダに契約解除の申出が必要な場合があり、契約解除料が発生するケースもあります。
3. サービスの切り替えによりメールアドレスの変更や今までのサービスが使えなくなることがあります。
4. 乗り換え完了後に契約を解除する場合には、契約解除料が発生したり、電話番号が変わったり、再度工事が必要な場合があります。

以上のポイントを参考に、乗り換え契約をする前にサービスの内容や契約条件を十分に確認し検討しましょう。

なお、困った時は消費生活センターに相談しましょう。